

広島県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成二十年二月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

白砂玖島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市玖島字三次山一九〇番地先から 廿日市玖島字三次山一九〇番地先まで	〇・〇〇	五・〇〇	四・〇〇〇六・ 四〇 一一・〇〇〇一	七〇・〇〇 七〇・〇〇	
	一一・〇〇〇二	七〇・〇〇			
	ダブリウエイ 解除 拡幅				